

令和2年6月愛荘町議会定例会会議録

令和2年6月4日（木）午前9時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 5号 令和元年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 5号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 7号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 8号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 9号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第11 承認第10号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第12 議案第38号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第39号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君

2番 村西作雄君

3番 森野隆君

4番 西澤桂一君

5番 村田 定 君
7番 高橋 正 夫 君
9番 徳田 文 治 君
11番 瀧 すすみ江 君
13番 辰 己 保 君

6番 伊谷 正 昭 君
8番 外川 善 正 君
10番 吉岡 忍ミ子 君
12番 竹中 秀 夫 君
14番 河村 善 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	会 計 管 理 者	本田康仁君
教 育 次 長	青木清司君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
総務担当政策監	上林市治君	福祉担当政策監	岡部得晴君
産業担当政策監	中村喜久夫君	経 営 戦 略 課 長	生駒秀嘉君
まちづくり協働課長	西川 傅和君	学校教育担当課長	田中幹雄君
くらし安全環境課長	水谷 徹也君	生涯学習課長	陌間秀介君
建設・下水道課長	羽田 順行君	農 林 商 工 課 長	北川三津夫君
福 祉 課 長	田中孝幸君	人権政策課長	藤居祐司君
税 務 課 長	北村章夫君	健康推進課長	木村美紀君
子ども支援課長	森 まゆみ君		

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 郁 子 書 記 宮 川 佳 衣 奈

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。本日、令和2年6月愛荘町議会定例会を開会するにあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。座らせていただきます。

梅雨入りの時期を迎え、蒸し暑い日が多くなりましたが、議員各位におかれましては、日々、本町の発展や住民福祉の向上のために議員活動をいただいておりますことに、高いところからではございますが、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づき全国的に発令されていた緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスそのものがなくなったわけではなく、感染拡大防止の取り組みを継続しなければなりません。一刻も早く事態が終息し、平穏な生活が取り戻せるよう、心を一つにしてこの難局を乗り越えたいと思います。

さて、今期定例会に提案されます案件等は、理事者より詳細な説明をいただきますので、議員各位におかれましては、活発な議論を賜り適正なご議決をいただきますことをお願いし、開会にあたりましてのごあいさつをさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用、一般質問におきましても質問時間を6分とし、自席での発言とさせていただきますので、ご了解ください。

また、本日はクールビズの期間中ですので、本会議出席者は麻シャツおよびノーネクタイで出席していることを申し添えておきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和2年6月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番 伊谷正昭君、7番 高橋正夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの16日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの16日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一君） 日程第3 町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 皆様、おはようございます。本日からの令和2年6月愛荘町議会定例会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症にかかる状況でございますが、先月25日に全国の緊急事態宣言が解除されたものの、北九州市においてクラスターが発生するなど、依然として予断を許さない状況であります。

町においても、感染拡大の防止と社会活動の両立に向け、イベント等の開催基準等について検討を行ったほか、小学校・中学校・幼稚園および学童保育所など、5月31日まで休校や休園を実施してきた施設についても、6月1日から運営を再開いたしております。引き続き情報収集や関係機関との連携、また町職員一丸となって対策・対応に努めております。

住民の皆様には、施設の休館、学校の臨時休業など、多くのご協力をいただきました。また、今般の対応にあたり町内外の事業者様から、マスクや消毒液など多くの物資に関してご支援を賜りました。有事においては官民の垣根を超え協力をする、「オール愛荘」として感染症対策に当たる、住民皆様の気概や公益に資する動きをそれぞれに重ねていこうとされるお気持ちやお力を感じるものでございました。改めて御礼を申し上げます。

今般、議会に上程いたします補正予算案においては、既に去る5月8日の第2回臨時会におきましてご議決をいただきました国の特別定額給付金への1万円の上乗せ、中小企業に対する県感染拡大防止臨時支援金への10万円上乗せ等に加え、種々の施策を総動員した経済対策の実施に必要な経費を計上いたしました。町施設や避難所における感染症対策のための備品等整備、児童扶養手当受給世帯等への2万円追加給付、失業・廃業等により生活福祉資金の貸付を受けた世帯に対する追加の生活支援、町内経済活性化のためのプレミアム付き商品券の発行、自治会における感染拡大防止の取り組みへの補助、コロナ環境下における中小企業の取り組み補助、来るべき回復フェーズを見据えた観光環境整備等の事業を実施いたします。

住民の皆様の生活の維持のため、一日でも早い町経済の復活のため、補正予算案が成立いたしましたら鋭意事業執行にあたっていく所存でございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。報告案件1件、承認案件6件、条例案件1件、補正予算案件1件、合わせて9案件をご提案させていただきました。

まず、報告案件です。「報告第5号 令和元年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について」でございます。

次に承認案件6件でございます。「承認第5号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、同日4月30日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

「承認第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」は、国から通知のあった新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する財政支援に係る基準数値に基づき、国民健康保険税の減免を円滑に実施するため、所要の改正を行うものでございます。

「承認第7号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」は、国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

「承認第8号 愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処

分につき承認を求めることについて」は、滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、町が行う後期高齢者医療の事務に当該傷病手当金の支給申請書の提出の受付業務を加えるものでございます。

「承認第9号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる保険料の減免について規定を設けるものでございます。

「承認第10号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて」ですが、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、総額を17億8,743万9,000円とするものでございます。主な補正内容といたしまして、傷病手当金を計上いたしました。

次に、条例案件でございますが、「議案第38号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うことから、基準政令について昨今の社会経済情勢に鑑み、消防団員の処遇改善を図る観点から、補償基礎額が改正されることに合わせ所要の改正を行うものです。

最後に補正予算案件でございます。「議案第39号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）」ですが、歳入歳出それぞれ3億1,696万1,000円を追加し、総額を123億4,896万1,000円とするものでございます。主な補正内容といたしまして、30%を上乗せしたプレミアム付き商品券事業の実施に伴う事業費として6,900万円、自治会活動の再開に向けた補助金1,000万円、生活困窮者の応援金665万円、町指定管理者への補てん金900万円、一人親家庭への応援金911万円、農業者への機械導入およびパイプハウス強靱化への補助金703万2,000円、観光環境整備として近江鉄道愛知川駅併設のトイレ整備および観光看板整備など1,950万円、中小企業等体制強化補助金として1,510万円、GIGAスクール構想の実現に向け一人1台のタブレットの配付など1億3,893万円などを計上いたしました。

以上の案件を、令和2年6月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 日程第4 一般質問を行います。

それでは順次発言を許します。

◇ 村西作雄君

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 2番、村西作雄、それでは一般質問を行いたいと思います。「新型コロナウイルスにかかる町の対策について」であります。

中国武漢市から端を発した新型コロナウイルスの世界的流行（パンデミック）は、いまや世界中で638万人が罹患し、既に38万人が死亡しています。日本においても未曾有のウイルス感染により、経済活動もままならない状態で、GDPも押し下げ、その復活には多くのエネルギーを要するものと考えます。

さて、現在、けんこうプールやハーティーセンター、三山館、ふれあい本陣など23の町施設については、11の民間や一般社団・財団法人、社会福祉法人、団体、自治会へ指定管理をお願いしている状況であります。これらの施設の中で県の休業要請等を受け町が4月18日以降、休館指示をしたプールやハーティーセンターなどは、県の新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金（中小企業・法人20万円、個人事業10万円、町上乗せ10万円）や、場合によっては国の持続化給付金の対象になり得ると考えます。

しかしながら、休館しなくてもその後何か月や、場合によっては1年以上、いわゆるコロナ禍により利用客の早急な回復は見込めず、従来から入場料や使用料、売上料、利用料として各指定管理者の多くを占めていた収入が激減する状況が予想されます。

直近の数値で、指定管理施設全体で対前年比に対する収入減収額と、公的助成を除いた実影響額はいかほどととらえているのかお尋ねします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 新型コロナウイルス感染症に関し、国が4月16日に滋賀県を含む47都道府県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき地域に指定したことに鑑み、指定管理者の皆様とからのご協力を得て、町の施設を原則4月18日から休館・休業をしていたところです。

その間の収入減少額や影響額見込みの数値については、担当課長から説明させていただきます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 失礼します。見込みの数値についてお答えをさせていただきます。

休館していた期間は施設により多少異なりますが、指定管理施設全体で、4月・5月の休業による対前年比の収入減少額は、1,100万円程度となっております。また、対前年比に対する収入額総額から業務不執行等により支出していない費用等を差し引いた実影響額は、概算で900万円となっております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 実影響額は900万円だというお答えをいただきましたけれども、23の指定管理をお願いしている施設の中で、やっぱり一番影響が大きいのはけんこうプールなのかなと思いますけれども、課長の答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 質問に対してお答えをさせていただきます。施設の中で、おっしゃるようにけんこうプールが一番大きい影響額ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） こうした場合は、町が指定管理事業者と締結しているリスク分担における不可抗力に該当し、その額は町が全面的に補填すべきと思いますが、その考えを伺っております。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 町が指定管理者と締結している協定書においては、リスク分担の取り決めをしています。「不可抗力」として、「暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱暴動など町又は指定管理者の責めに帰すことができない自然な又は人為的な現象とし、それ以外の不足の事態が生じた場合は、町と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決めるものとする。」としています。

締結当時、感染症については想定されておらず、協定書上の「不測の事態」に該当すると判断し、指定管理者と協議を行うこととしているところです。

その際、今回、町からの要請に基づいて休館・休業いただいた経過や、利用者の回復を直ちには見込めないこと等も踏まえながら、順次協議を進めているところです。

○議長（河村善一君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 今ほど、不測の事態に該当するというようなことで、それぞれの指定管理者と協議を進めていくということでもありますけれども、やっぱりこれは期間をいつまでと決めるのではなくて、せめて大きなピッチで、1年単位ぐらいで、今年度はこうだったというような形での協議、前向きな協議を進めていただいて、できる限り指定管理者が、「収入補填がしてもらえないので、とてもやっていけない」というようなことにならないような形での、それぞれの指定管理事業者との対応を進めていただきたいと思います。再度その件について確認をしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） この新型コロナウイルス感染症でございますが、これからも長い取り組みに当然なっていくと、一般的には第2波・第3波ということがあるということ。これを基本的な考えとしてとらえていくということに、広くその部分を共有されていると存じます。

そんな点では、最終的な利用者である住民の皆様が快適に各施設をご利用いただくということがゴールでございますので、その趣旨に則った形での協議ということは必要であると存じております。

○議長（河村善一君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 次に、県から休業要請されていない町内の飲食店・料理店など、開業しているものの、コロナ禍により4月・5月の利用売り上げは8割から9割、あるいはそれ以上減となっており、この状態がこの先続くと廃業に追い込まれる店が多く出ると聞き及びます。

県では、これらの方々の支援として、休業要請していないが特例として前述の県臨時支援金を交付するものとし、ひと月の収入が50%以上減の場合は、国の持続化給付金への申請をとの方針が出されています。

町から飲食店や料理店がなくなれば、賑わいのない寂しいまちになります。町でもフェイスブックで町内飲食店の応援をされていますが、アカウントを持たない飲食店は蚊帳の外です。現在、町内4料理店が合同してのテイクアウトキャンペーンを行い、コロナ禍をチャンスにと新顧客の開拓など、守りから攻めの戦略を展開されていますが、資金力のこともあり、どの業者もこうした事業を展開することはできません。

こういった意味から、町が独自で追加給付される「町生活支援・経済対策給付金」いわゆる町民一人につき1万円の給付金を活用し、このお金を、コロナ禍により生活に支

障がない町民には、経済対策として全国規模の町内チェーン店で使うのではなく、地場の料理店や和菓子店・設備工務店など、地元で頑張っておられる店で使ってほしいと願うのは私だけでしょうか。

コロナ禍を契機ととらえ、町民が地元で買い物し、町が生き生きする運動「じもがいうんどう」と私は呼んでいますけれども、この運動の展開を町が積極的に主導して欲しいと願いますが、その考えについて町長に伺います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内経済の下支えのため、町においては種々の施策を既に実施または実施の予定であります。

既に実施済みの施策としては、定額給付金への1万円上乘せ、県感染拡大防止臨時支援金への10万円上乘せ、県の支援対象とならない事業者への町独自の10万円支援などの支援策を、5月臨時議会でご議決をいただいたところです。

加えて、今般の補正予算案において、住民の皆様の町内での消費の喚起を目的とした愛荘町エール商品券事業、アフターコロナという経営環境において、各事業者が新たに取り組む事業に対する補助制度の創設等の新たな事業に必要な予算を計上しているところです。

町においては、商工会などの関係団体とも現在も常に連携を取っており、今後も引き続き住民の皆様とともに、また、地元事業者の声を聞きながら、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

○議長（河村善一君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 私がお願いしたいのは、地元で買う運動「じもがい運動」を町が積極的に主導して欲しいというお願いをしているのですが、そのお答えがいただけなかったように思いますので、再度、具体的に、例えば東近江市でやっていますように、町内の飲食店とか公務店さんのいろんな、自分のところの売りのチラシをつくって町広報に入れるとか、町の施策の中での対策を、やはり「地元で買ってよ」というような運動をもうちょっと住民の皆様に喚起していただけたらというふうに願っているのですが、そういった考えについて再度お答えをお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど答弁でも触れさせていただいております今般の補正の中で大変大事な事業でございます「愛荘町エール商品券事業」という、これはまさに町内

での消費の喚起ということを目的とした大変大きな事業でございます。

その点におきましても町内での支出、町内での経済の振興ということ、これを町内の皆様とともに盛り上げていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 今ほどエール商品券を、プレミアム付き商品券を今回の補正で計上して、予算では約6,900万円ですけれども、お願いしたいというような説明だったと思います。これの補正が通ったあとの何月何日ぐらいから販売したい、そして町内8,100世帯あるのですけれども、この6,900万円という数字は、だいたい町内の何割ぐらいの世帯の方に買ってもらう予算を計上しているのか。その2つについてお答えをお願いしておきます。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

商品券事業に関してでございますが、現時点におきましては、商品券の交換の事務でありますとか換金の事務に関しまして、各関係団体・企業等と調整をしているところでございますので、確定的な数値ではございませんが、商品券の引き換え券の発送等につきましては、現在8月の第1週を1つの目標として計画・調整を行っておるところでございます。

また、見込みということでご質問ございましたが、今回、商品券を1世帯当たり2枚引換券を郵送させていただくということを考えてございますので、各世帯におかれましては、その郵送した2枚の引換券を持って交換に訪れていただきたいと考えているところでございます。

何割を目途かということでございますが、それは当然、可能な限り多くの世帯に交換していただきたいと考えておるところでございます。

○議長（河村善一君） それでは終わります。

◇ 徳田文治君

○議長（河村善一君） 次、9番、徳田文治君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治です。今回の一般質問は、新型コロナウイルス感染予防のため、休校中の子どもたちの指導方法についての1項目に絞り一括方式で行います。

政府の要請により一斉休校が始まったのは3月2日でした。春休みを挟んで自宅待機がこれほど長く続くのは経験のない事態です。一斉休校の要請対象だった1,300万人に近い規模の子どもたちに影響が及んでいます。今は学校に行けず、友だちに会うこともままならない子どもたちの心身の負担は、計り知れないと思います。新学期から学校が一度再開されながら、休校に逆戻りしたショックも大変大きかったと思います。

特に注意が必要なのは、小学校1・2年生です。集団で学んだり、遊んだりすることが、発達上重要な時期にあたり、孤立状態が続くと心身の不調が危惧されます。学年が上がればインターネットなどでコミュニケーションを取ることもできますが、低学年では難しいと思います。教員と家庭が連絡を取り合い、子どもに異変があれば、養護教諭やスクールカウンセラーも交えて速やかに対処する体制が必要です。国においては、医学的な見地から、子どもの発達段階に応じてどのような点に注意すべきかを、指針を示すべきであると考えます。

学習の遅れへの対応も重要です。家庭学習では、子どもの意欲や保護者の支援の有無によって学力の格差が広がりやすくなります。対面式の授業が難しい中、オンライン授業の導入は選択肢の1つではありますが、ネット環境が整っていないご家庭もあり、万全とは言えません。大事なことは、学校が教科書に沿った課題を出し、保護者と連携して進み具合をきめ細かく確認することだと思います。理解度が気になりな子どもには、教員OBら学習支援員の協力を得るなどして、外部人材のバックアップも求められるところではあります。

教育委員会や学校は、再開を見据えて授業時間を確保する方策を考えなければならないと思います。児童生徒や教員の負担に配慮しつつ、夏休みなどの短縮や学校行事の精選など、年間計画の大胆な見直しを進めていただきたいと思います。以上のことを踏まえて、次の5点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、休校時の学習指導や生活指導はどのような方策を講じておられますか。2点目、今、可能な限りの教育を子どもたちにどうすれば提供できますか。3点目、感染リスクの防止とともに教育の平等の実現に向け、どのような取り組みを考えておられますか。4点目は、密閉・密集・密接の3密を避けた分散登校を、どう工夫して実施されていますか。最後5点目は、再開後、休校で生じた未習部分をどのように補おうとされていますか。以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、まず「休校時の学習指導や生活指導はどのような方策を講じているか」について、お答えをいたします。

小・中学校の臨時休業期間にあつては、一人ひとりが学習計画を意識できるように支援するとともに、家庭学習のための教材・ワークシート・プリント等のポスティングを行い、子どもが学習した後、回収を行いました。そのうえで学習評価を丁寧に記し、励ましのコメントを添えるなどして、子どもの学習意欲の継続を図りました。

また、生活指導におきましては、子どもたちの心身のケアを図るため、電話をしたり、必要に応じて訪宅や教育相談を実施したりするなど、子どもの生活の安定に努めたところ です。

分散登校を再開してからは、教員が子どもと出会う中で子どもの心身の状況を十分に把握し、一人ひとりの子どもの思いに寄り添いながら指導を行うようにしております。

次に、「今、可能な限りの教育を子どもたちにどうすれば提供できるか」ということについて、お答えをいたします。

前年度3月から臨時休業が始まりましたが、休業期間初期におきましては、前学年の未指導の内容や、前年度の復習・振り返りに重点を置いて指導してまいりました。4月に入り休業期間を延長してからは、新学年の学習内容を取り入れた指導を行ってきたところ であります。

また、先にもあげましたように、ポスティングあるいはICTを活用しての学習支援とともに、登校日設定期間におきましては、特に配慮を必要とする子どもについては、必要に応じて個別の指導を実施したところ であります。

今月からの学校再開後は、休業期間中の家庭での学習に子どもたちの一人ひとり違いがあるため、理解の状況やつまずきの原因等を明らかにしながら、一人ひとりに応じた効果的な指導を、より充実させていきたいと考えております。

次に、「感染リスクの防止とともに教育の平等の実現に向けて、どのような取り組みを考えているか」について、お答えいたします。

不登校傾向にある子ども、生活リズムが乱れがちな子ども、学力の定着に時間を要する子ども、日本語の理解が難しい子ども等、配慮を要する子どもに対しては、臨時休業中はなおさら十分に子どもの状況を見極め、支援することが必要であります。まずは生活リズムを確立し、家庭においても学ぶ姿勢を持たせることが大事であると考えます。

今回の休業中におきましては、できる限り電話等での声掛けを行い、加えて保護者と

のコミュニケーション等を十分に図りながら、子どもの実態や発達段階に応じて、主体的な学びにつながるよう支援してきました。

そのうえで、特に重層的な課題のある子どもに対しては、スモールステップで学習指導を進め、苦手な学習内容についても理解が深まるよう力を入れてきたところです。

次に、「3密を避けた分散登校を、どう工夫して実施しようとしているか」について、お答えをいたします。

登下校の途上では、一列になること、マスク着用の励行、私語を慎むこと等の指導を行いました。学校へ来てからは、昇降口に密着しないこと、窓を開放すること、教室では対面でのグループワークを避けること、机の配置を工夫すること、ソーシャルディスタンスの意識づけプレートを椅子の間に貼ること、学級を2グループに分け2つの教室で授業を行うこと等の工夫を取り入れ指導を行っております。

また、本格的な再開に向けて、音楽科における歌唱指導、技術・家庭科における調理実習、保健体育科における密集する運動や近距離で組み合ったりする運動等、リスクの高い指導について教職員で研修を行い、確認をしたところであり、様々な防止対策を図り、子どもたちが安心して教育活動ができるよう進めていきます。

最後に、「再開後、休校で生じた未習部分をどのように補おうとしているか」について、お答えします。

子どもに無理なく、負担過重とならないように配慮しながら、長期休業期間の短縮、短時間学習（帯学習）の設定、行事の精選、日課表の一部変更、放課後学習等によって授業時間を確保することといたします。そのうえで、指導すべき内容をしっかり指導できるよう、組織的に随時チェックしながら、計画的に教育活動を実施してまいります。

○議長（河村善一君） 徳田文治君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治、再質問を行います。

今ほどは、丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。今月からの学校再開後は、休業期間中の家庭での学習に子どもたち一人ひとり違いがあるために、理解の状況やつまずきの原因等を明らかにしながら、一人ひとりに応じた効果的な指導を、より充実させていきたいと、このように今ご答弁を賜ったわけですが、具体的に、やはり休業期間中いろいろ、学力というか、格差がものすごくありますので、やはり目配りが大事だと思います。そういった点において、具体的にお示しをいただければありがたいと思います。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、ただいまの「一人ひとりに応じた効果的な指導とは具体的に何か」ということについて、お答えをします。

例えば小学校の低学年国語科で登場人物の気持ち等を問う時に、なかなか言語化することが難しい子どもがおります。そうした際には、子どもの感情が出やすい工夫が必要です。ありふれた手段ですが、一緒に場面をゆっくり読んだあと教科書の挿絵などを使い、吹き出しに書かせるようにすると、登場人物になりきって書けることがあります。

また、中学1年数学では、プレテスト等により習熟度別にクラスを分け、特に配慮を要する生徒に対しては、オリジナル計算プリントを作成し活用するといった支援がございます。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。再開を10時とします。

休憩 午前 9時43分

再開 午前10時00分

○議長（河村善一君） 休憩前に続き一般質問を続けます。

◇ 西澤桂一君

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤桂一です。新型コロナウイルス感染に関しまして、一括方式で質問をいたします。最初に町長にお尋ねをいたします。

今回の新型コロナウイルス問題を通じまして気づいたことがあります。特に次の2点については、行政運営の基本に係ることだと思っております。

1点目は、環境破壊、地球温暖化、食料危機、感染症など世界的規模で発生する災害に対して、今日の日本経済は危機に弱い社会になっているということです。今の日本は、自分のことは自分で責任を持つという考えで、自分の努力で将来の医療費や教育費の支払いに備える「自己責任社会」「小さな政府」になっています。このような社会では、危機に直面すると、個人の力ではどうすることもできない状態に陥ります。これに比べて「大きな政府」の北欧では、何事にも国が生活を保障してくれる、そのことの安心感が人々の生活を支え、社会秩序を維持しています。

今回のコロナ危機をきっかけに、「経済成長を前提に財政支出を小さくし、自己責任による生活を求め続けることは無理」との意識変化が生じ、今後の行政課題になってくるのではないかと考えております。

2点目は、国や県が各種の政策を講じても、各自治体が自分の地域の実態に合わせた支援策を実施したということです。当町においては、国の特別定額給付金（10万円）だけでは十分でないとして、町単独で愛荘町生活支援・経済対策給付金（1万円）をはじめ、いろいろの支援策が講じられました。国や県の指針・支援とは別に、自治体のあり方・存在意識をしっかりと示したと思います。

この2点に対しての考え、また、あわせて今回の問題についてどのようにな観点から臨まれ、さらに今後の運営に生かしていくことが必要であると考えておられるのかを、お尋ねいたします。

次、2点目といたしまして、5月14日、緊急事態宣言が解除されましたが、これにより今までの生活が一度に戻ってくることはあり得ず、むしろ経済活動の回復には4～5年かかる、特にこの1年は非常に厳しい状況が続くと言われております。さらに第2波・第3波も十分に考えられます。このことは雇用不安・収入の減少に結びつき、長期にわたり住民の生活を脅かすこととなります。今後、高齢者や低所得者のひとり親家庭、また要保護・準要保護・特別支援の対象となつている児童生徒などへの個別支援が必要になってくるとは思いますが、このことに対する考えはあるのか否かをお尋ねいたします。

次に、各担当課長にお尋ねをいたします。緊急事態宣言が解除されましたが、これをもって終息したものではなく、今は次への備えとして今回の経験を生かした準備を進める時期であると思います。そこで、お尋ねをいたします。

1点目です。3月～4月頃はマスク不足で多くの町民が困っていました。現に緊急事態宣言解除後の現在におきましても、マスクの使用を求められています。一部の自治体では、市町から直接配布されたり、販売業者と協議して購入について便宜を図るような措置が講じられていました。このようなケースを紹介して、愛荘町でも支援策を講じるように求めたが、実行はされませんでした。感染予防のためには、経済的・体力的に対応できない町民の支援は大切です。今回、自己責任とされました理由と、今後に向けての備蓄、取り組みについてどのように考えておられるのかをお尋ねします。

2点目です。各地で医療崩壊が叫ばれていました。主に収容施設を有する第2次・第3次医療機関が主体ではありますが、町内の医療機関にとっても大きな問題であります。

幸いにして、当町では感染者が発生しなかったものの、仮に本人に自覚がなく町内の医療機関に受診し、後刻陽性であったことが判明するというケースは十分考えられます。こうした時、その医療機関は閉鎖され、ほかの病気も受診できないことになり、当町においても医療崩壊の状態になります。こういった危険性から、咳や熱のある患者は診療されない医療機関があるとの報道がある中、当町の医療機関では平常どおりしっかりと患者を見守っていただきました。誠にありがたいことであります。愛荘町には入院施設がない、また、医療行政は知事の所管という考えがあるかも知れませんが、影響を受けるのは町民であり、平素から町内の医療を守る、町民の健康を守るという姿勢は、町の責務であると考えております。このことに対する町の取り組みはどうなっていたのか、問います。

3点目です。町内の介護施設や障がい者施設内で感染者が発生すれば、当然クラスター（感染者集団）となります。これらの施設で感染が発生した場合、入所者の死亡率は高く、また、入所者・職員への感染、それを通じて家族や町民への感染拡大が起り得ます。町内のこういった施設に対する支援・指導は十分できていたのか。感染予防策として、3密を避ける、換気、マスクの着用、手洗いの徹底は当然のこと、事態に対応できるヘアキャップ・防護服・グローブなどはどのようになっているのか、併せて問います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） まず、お答えをしてみたいです。

いわゆる「小さな政府」に関する議論については、国と地方の関係、社会保障の給付と負担の関係、対GDP比における歳出規模等の様々な切り口で論じられるものであり、「小さな政府」そのものの転換に対する考えというご質問に画一的にお答えすることは困難であります。

そのうえで国と地方の関係の観点から申し上げます、いわゆる地方分権一括法による事務の再構成や、地方に対する事務・権限の委譲等を主なメニューとする第1次・第2次地方分権改革による国と地方との関係の整理が行われたことに加え、昨今の地方創生施策に代表されるように、全国共通的な改革から、地方の発意と多様性を重視した改革に方向性が変化しており、今般、町行政として独自に講じた措置もこの延長線上でも理解できるものと考えております。

また、今般の一連のコロナウイルス感染症への対応に関するご質問ですが、緊急事態

宣言が解除されたとはいえ、いまだ事態が完全に終息したわけではなく、今後も感染症対策に万全を期すとともに、傷ついた経済の再興等、コロナ後の新常态における施策も並行して進めていかなければなりません。

そのため、これまでの対応等に基づくノウハウの蓄積、不断の改善に取り組んでまいりますが、これまでの対応にあたっては、時々刻々と変化する情勢の適切な把握、対処方針の迅速な決定、時宜に応じた情報発信を心掛けてまいりました。

具体的には、日々、国・県の状況について担当者からブリーフィングを受けるとともに、延べ13回の対策本部会議を開催し、庁内の意思統一を図り、一定規模以上のイベント等の開催の中止・延期、町立幼稚園・小学校・中学校の臨時休業などの独自の措置を講ずるとともに、防災行政無線・町ホームページ・町広報車の巡回等を通じた、タイムリーな情報発信を行ってまいりました。

続いての質問にお答えをしてまいります。

新型コロナウイルスの災禍により、すべての住民の方々が影響を受けていることを鑑み、町では住民の皆様の暮らしを支えるため、国の特別定額給付金に加えて、町独自で生活支援・経済対策給付金として1万円を上乗せし給付しています。

町独自加算分については、長期的な対応が見込まれる新型コロナウイルスの感染防止には、町民一丸となった取り組みが必要であり、この困難な状況を連携して乗り越えていくとともに、コロナ禍による地域経済の落ち込みを回復させていく目的も含んでおります。

西澤議員ご指摘のとおり、感染症が与える経済活動への影響は大きく、経済的に困難な状況におられる方々の暮らしを支えるための個別支援が当町においても必要であると考えており、今回、6月補正予算案として提案させていただいております。

具体的には、高齢者や低所得の子育て世帯をはじめ、一時的な生計維持や日常生活の維持が困難となり、生活福祉資金の借受をされた世帯に対して一層の生活支援を図るべく最大5万円の支援金や、離職や休業により家賃を支払えない方が安定した生活を送れるように住居の確保のため最大3か月の家賃一部補助金、要保護等の対象児童生徒への支援として児童扶養手当の加算などの実施に必要な経費を、補正予算として提案しております。

現在、新型コロナウイルス感染症という危機に直面している中、まずは住民の皆様の暮らしをしっかりと支える施策を実行していかなくてはならないと考えております。

○議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　今般、町においてマスク配布等を行わなかった理由を問うとともに、今後に向けての備蓄や取り組みについて、お答え申し上げます。

町では、災害時の避難場所での配布、および不足する医療機関等への配布などを想定して、概ね1万5,000枚のマスクを保管しておりました。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大により、マスクが品薄となり、在庫が切迫していた高齢者福祉施設・医療機関・児童等施設といった各施設へ配布したところでございます。

当時、マスクの追加発注を検討いたしましたが、早くて5月末から6月にならないと納品できないという状況であり、町においても十分な数を確保できない環境でございました。

今回、長期的におよぶ感染症において、相当のマスクを備蓄しておく必要があること、また、今後、出水期を迎えるにあたり、3密の重なりやすい避難所に関し万全の運営を期す必要があること等を踏まえ、新たに大人用2.5万枚、子供用2.5万枚のマスクを備蓄することとし、補正をお願いしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君）　　健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君）　　それでは、「町内の医療機関崩壊を防ぐためにどのような取り組みを行ったか」について、お答えさせていただきます。

愛荘町では、1つ目として「医療崩壊を防ぐために町内医療機関への支援」と、2つ目として「新型コロナウイルス感染症を正しく理解して行動していただくための住民さんへの啓発」を行ってまいりました。

1つ目の「医療崩壊を防ぐための町内医療機関支援」といたしましては、各医療機関へファックス・電話等で状況調査を随時行い、診療状況や不足物品の確認、必要に応じてマスクやアルコール手指消毒液の配布。保健衛生会議にて県の動向、医師会の動き等の情報共有と町内の課題の抽出。町内の医療機関・歯科診療所・薬局等への感染症防止ポスター掲示。町休日急病診療当番診療所の受診方法、特に発熱のある方の受診方法の啓発等を行ってまいりました。

また、2つ目の「新型コロナウイルス感染症を正しく理解して行動していただくための住民さんへの啓発」といたしましては、町ホームページによる新型コロナウイルス感

感染症の情報発信と感染症対策についての啓発、最新情報を順次更新しております。

しかしながら、すべての住民さんが町ホームページにアクセスされているわけではございませんので、2月に防災無線による感染症対策と相談窓口の周知を、3月には、新型コロナウイルス感染症とは？(Q&A)、手洗い・咳エチケット等の感染症対策のチラシを全戸配布させていただきました。

町内の医療機関の先生方の感染の危険と向き合いながらも献身的な診療のおかげで、現在のところは通常の医療を受けることができます。今後も、住民お一人おひとりが、正しい感染症対策の理解と行動が継続してできるよう、情報発信・啓発活動を行ってまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） それでは、「町内の介護施設や障がい者施設への感染拡大防止のための支援・指導は十分にできていたのか、また、防護具などはどのようになっていたのか」について、お答えさせていただきます。

社会福祉施設に対する感染拡大を防止する指導内容については、厚生労働省から発出された「感染拡大防止のための留意点および発生時の対応」を基本として、施設従事者と共通認識のもと行っています。

各施設においては、「感染症および食中毒の予防、まん延防止のための対策マニュアル」の作成が義務づけられており、定期的な指定権者による指導を実施しており、今回は改めてそのマニュアルを再確認していただくとともに、施設で働いておられる職員に徹底いただくよう周知いたしました。

感染拡大の防止に向けて、行政・医療関係者・事業者・利用者間の円滑な意思疎通がとて重要であるとともに、正確な情報に基づく連携した対応ならびに住民への素早い周知が必要であると考えています。また、入所施設・居住系サービス事業所においては、面会制限等の措置を行い、外部からのウイルス侵入を防ぐ対策による内部集団感染の防止に努めていただいております。

また、必要な物資については、各施設の在庫状況を定期的に確認し、施設からの要望に応じて町が備蓄していた不織布マスクや消毒液などの提供を行いつつ、町においても在庫が不足している際には、県と連絡調整を行って対応しております。

全国的に不足していた高規格マスクを町内の企業様より寄贈いただきましたので、感染症対策の最前線でご尽力いただいている町内の医療機関へ配布いたしました。また、

不織布マスクも別の企業様からいただき、その一部を社会福祉施設にお配りをする
もできました。

ヘアキャップや防護服・グローブなど感染防護具については、基本的には各事業所
で対応いただくこととしており、不足する場合は町の備蓄品も含めて対応すること
としておりましたが、福祉施設からの相談は特にございませんでした。以上、答弁と
させていただきます。

○議長（河村善一君） 時間が来ておりますので、簡単に。西澤君。

○4番（西澤桂一君） どうもありがとうございました。6分という制約された時間
内ですので、これ以上議論を深めることはちょっと無理かと思えますけど、やはり
今までの過去の歴史を振り返ってみると、ちょうど100年前にスペイン風邪が流行
りました。この時が非常に大きな感染者、そして死亡率も出ております。その時
は2次感染が一番大きな被害が出たというようにも聞いておりますので、これか
ら大変だろうと思えますけれど、まだまだ終息した状態ではないので、どうかよ
ろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇ 辰己 保君

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。

まずはじめに「国民健康保険税の子どもの均等割を廃止すること」を求めます。私
はコロナ禍における町民生活からも、この問題は重要な課題という視点から、こ
の問題を求めています。

私はこの問題を取り上げて、一貫して「自らの所得をつくり出す術を持たない子
どもに課税するのは、税の仕組みからもおかしい」と訴えてきました。また、他
の健康保険制度と異なり、応能割課税していることにも問題提起をしてきました。
こうした立場か

ら質問します。

赤ちゃんから中学生までの子どもに課税する国民健康保険税の仕組みをどのように受け止めているのかを、答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 国民健康保険税の均等割は、加入者一人ひとりに均等にかかるものであり、その世帯員の数が増えると保険税の額が増加する仕組みとなっています。したがって、子どもの数が多いほどその世帯の保険税負担が増加し、子育て世帯の経済的負担が大きくなっていることについて、子育て支援の充実を推し進める観点から、この仕組みの見直しができないかと感じています。

一方で、子育て世帯以外の国民健康保険被保険者との均衡や、財源の確保等が必要となり、子どもの均等割を直ちに廃止することの課題があることも認識しております。

現在、国民健康保険の財政運営の責任主体は滋賀県であり、国民健康保険は社会保障の基盤として国が制度をつくっていくものと考えておりますので、子どもの均等割の見直しについて、国に対し県を通して引き続き要望をしております。

○議長（河村善一君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長自ら、見直しが必要ということをおっしゃいました。やはり本当に、小学校の教科書、中学校の教科書でも、生徒に教えているのに、税の水平的公平性と垂直的公平性という形で教えているのです。だから、当然こういう税が結果として水平的公平性の観点から課税されているということと、もう1つは人頭割的になっている。一人ひとりに均等に貸しているということで人頭割になっているのです。ですから人頭割になっているところをどのように認識されるか。税ですので、税法上、人頭割としてどういう認識を持っておられるのかを聞きます。

そして、なぜ他の共済や協会健保が均等割が課せられていないのか、その違いも答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず人頭割の考え方と、協会健保等の被用者保険等にはない均等割が国民健康保険にはあることについて、どのように考えるかということでございますけれども、まず、「均等割が協会健保等の被用者保険にはなく、国民健康保険にはあることをどのように考えるか」でございますけれども、健康保険の種類には大きく分けて3つ健康保険がございまして、1つ目として会社員や公務員が加入する健康保険や協会健保あるいは各種共済組合等のいわゆる被用者保険がまず1つ目。2つ目としまして自営業者などが加入する国民健康保険、そして3つ目としまして、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり運営主体が保険者である広域連合の認定を受けた方が加入する後期高齢者医療制度の3種類となっております。

負担する保険料につきましては各々違いがございまして、議員ご指摘のように協会健保、それから健康組合健保、各種共済組合の健康保険の被用者保険には均等割がございませんが、国民健康保険税には世帯ごとに課される平等割、あるいは人数による均等割、それから所得による所得割の3種類の合計額が計算がされております。

この均等割額は、国民健康保険の加入者数に比例いたしますので、世帯数の数が増えるごとに税負担が増える仕組みとなっていることの受け止めにつきましては、先ほど町長が答弁をさせていただいたとおりでございます。

被用者保険の健康保険料は、それぞれ定められた算出基準に基づく標準の報酬の月額によりまして保険料が算出されておりました、一方、国民健康保険税については法律、それから政令に定められているところから、先ほどもございましたとおり、引き続き県を通じて国に対して要望してまいりたいと考えているところでございますので、均等割等につきましても政令の定めるところというところで理解をしているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 違いの説明を聞いているわけではなくて、時間の都合があるので、そこは深入りしません。

要するに、こういうコロナ禍の中で町民生活、特に低所得者、国保に加入しておられる方が均等割を貸すことによって減免をしていただいて軽減措置を講じてもらっても、結局は軽減にならない要素を持っているということ、それだけを言っておきます。

そして、人頭割制度の歴史についても一言言っておきます。これは古代から封建制の

時代に多くの国で導入されていた。所得に対して逆進性の強い税制、2014年現在では導入している国はほとんどないと、まずないとされています。国の税制度としてはなくなっているとは言え、地方税制度上において封建制時代の税制を導入していること、そのものが問題であって、今の税制上からしっかりと押さえ、私がここで何が言いたいのかと言え、問題がある、見直しと感ずるのなら、国に求めたりする以前に、町独自に何らかの手を打つという答弁をいただきました。ですからそのことを、やはり本当に、そこに見直した、不自然だと思ふのだしたら、町民に何らかの形で方策を講じていただきたい。このことだけを強く言っておきます。次の質問に移ります。

次に、ゆめまちテラスえちについて行きます。ゆめまちテラスえちが目指す方向性は、「今あるものを最大限に活かす」、活用方針は「地域資源の活用と地域活動の支援」、こうした答弁をいただいているわけです。ですから私は、理念と活用に対して町が、すなわち町長がしっかりと持っていなければならないと考えているわけです。町長の考えが担当部局に伝わり、そして創造し、町民の力などが併せ持つて立体感ができてくる、すなわち立体像が「町の顔」としてつくられていくというふうに考えています。改めて町長の考え方をお尋ねしておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ゆめまちテラスえちについて、これまでも答弁等々で述べさせていただいているところ、持続可能性ということが大変重要であるといふふうに存じております。住民の皆様が愛着と誇りをもって訪れたいくなる施設づくりが必要と考えています。

このような基本的な考え方のもとで活用方針について議論を行い、「今あるものを最大限に活かす」をコンセプトに、地域で育まれた資源や魅力を活かしながら、にぎわいと活力ある拠点の実現や、地域住民が施設に関わっていく仕組みづくりのもと、誰もが活躍できる場所を創出することとしています。また、地域の人々が我がまちを「知る・誇る」、域外の人々がまちのことを「知る・惹きつけられる」きっかけづくりにつなげます。

具体的には、ゆめまちテラスえちでの出会いや学びで、人々の日々の暮らしや地域の可能性を豊かにしていくことで、次代を担う人材を育む活動を進めます。

○議長（河村善一君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） その具体性のない答弁は期待していませんでしたが、要す

るに今現実に動いているところから何を発出していくか、表現していくかということが問われています。

それで、ゆめまちテラスえちの役割は、現状から見たら、麻織物を通してどのような施設に仕上げていけるのかということになってくると思います。ここの考え方をまずしっかりと示していただきたいと思います。どのように活用し、どのようにしていくのか、施設を仕上げていくのかということです。

もう1点、愛知高等学校・愛知養護学校との連携は、大変重要な要素ですというふうに答弁されています。この視点でも、具体的にどのようにしていくのか、答弁をいただきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどもおっしゃっていただきましたように、1階におきまして麻工業協同組合様が今、受託をしながら各事業を進めていただいています。この3月以降のコロナにおいても、非常に各種のパブリシティもございましたけれども、非常に関心ということが高まったところではございます。

そういう点では、今まで愛荘町においての麻、近江上布ということになかなかお触れいただかなかった方々も、その情報等々を通してお知りをいただくことができた、また近隣の市町、広域の方もずいぶんと関心を持っていただくことができたところでもございます。

2階の部分に関しまして活用ということでおっしゃっていただいていますのは、先ほどもおっしゃっていただいています3つの活用方針というものがございます。これが地域資源を活かした交流の促進、それから人財育成、魅力の発信というところ、これがすべてのゆめまちテラスが追っていく部分でございますけれども、この中身に関して企画運営委員会、各種の答弁の方でもお答え申し上げますけれども、企画運営委員会におきまして、人財育成に資すること、また情報発信等々を進めていくという中身を、この方々、非常に広範な専門分野をバックグラウンドにお持ちの方々でございます。やはり地域の人材をしっかりと育てていって、発信をするということに資する方々で、今、検討委員会にお就きをいただくようにほぼほぼなっておるところでございます。本来的にはこの6月に第1回目をということで動いておったのですけれども、この春からということで動いておったのですけれども、コロナ禍でなかなかお集まりをいただくことが出ませんでしたけれども、この方々が非常に活発なご発信をしていただきながら、

またその内容ということ、より多くの住民の方、また広域の方を結んでいくようなコンテンツということは今創造していただくとところでもございます。

愛知高校のことに關しまして、恐れ入ります。企画運営委員会の中にも高等養護学校の先生にお入りいただいております。愛知高校そして愛知高等養護学校との連携ということは大変、旧郡役所、ゆめまちテラスえちとなりましても、重要な取り組みの一方の柱だということにも存じております。

○議長（河村善一君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 重要だ、重要だということを知っているわけではなくて、大変重要な要素を持っているのだったら、2階部分のことを、使用を質問されているとか、そうではないわけで、ゆめまちテラス全体の館をどう発展させるかということを知っている。だから、愛知高等学校、2階部分じゃないんです、企画委員会についても、これを求めても結果として町長がどういう姿勢で企画委員会に諮問するかということが問われてくるわけ。ですから、そこを知っているわけです。

じゃあ、郡上八幡に職員組合が視察研修に行かれたと聞いていますので、郡上八幡でどういうふうなものをとらえられてきたのかを聞いておきます。これは町長ではなくて、

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

ご指摘いただいた郡上八幡のことでございます。ご通告いただいておりますので、手元にその資料等がございませんので、他市町の庁舎・施設等の運営等も参考にしながら、ゆめまちテラスの運営には努めてまいりたいというところでございます。

○議長（河村善一君） 辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 国会ではないのだから、通告してないのですよ、あえて言うておきますけど。それで、それは昨日、そう思って担当課には質問しておきました。こういう問題を出すということをあえて通告しておきました。だから、6分が来ようと、こんな中途半端な終わり方はできない、あえて言うておきます。何ひとつまともに返って来てないのですから。

ですから言います。愛知高の問題についても、改めて私は皆さんに認識していただきたい。地域協学や愛知高校の同窓生の尽力で愛知高等学校が残せたという歴史、この活動から学ぶということも非常に大事です。愛知高等学校がそうした地域協力で、また皆

さんのお力も借りて残せている、第1段階。それをどう発展させるのか、どう守るのか、非常に問われているわけです。ですから、本当にこうした歴史をまず町長が知っておられるかどうか、愛知高校に関わる、ということをお聞きしたいと思います。

もう1点、愛荘町は古刹があります。100年の歴史を持つ歴史建造物や愛知高等学校があります。そして、中山道という経済活動の街道があります。こうした条件・環境は、政治経済の中心地としての歴史を持っているまち、地域として存在してきたという事実。すなわち人の流れの中心地、人が集まる地域、「宿」を形成してきたということです。

この形成には愛知高等学校の存在、人を育てる教育の場が大きいわけです。旧愛知郡役所だけなら今日までのまちづくりは大きく変化していただろうと推察し、歴史を回想しています。時代の流れだからといって、愛知高等学校の存在が薄れたとしたら、旧愛知郡役所だけ歴史建造物として継承しても、ある意味風化していくと考察しています。キーワードは「愛知高等学校を守る」、そして歴史を大事にしていく、後世に伝えていく、近江上布も同じ視点だと思います。歴史を現存するまち、体現するまちとして、全体を顔としていくべく、哲学・理念が必要であることを改めて訴え、それに対して答弁がいただけるなら答弁を求めておきます。2点について。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今までから本当に辰己議員がこの旧郡役所、ゆめまちテラスえちに向けて、本当に高い関心をお持ちいただいている、その活用がなされていくということをお願いしているということだと私も受け止めております。

そんな点で歴史というところ、この学校がいかに残ったか、もちろん長い歴史はございますけれども、近年の高校の統合等々の中でも愛知高等養護学校という部分を新たな機能として持ちながら、地域の皆さんの大きな働きかけもございまして、今日、愛知高がしっかりとこの地にそのままいただいているという状況でございます。

また、今ほども人を育てるということ、ハード面だけでなく人を育てたその中心であったという歴史を鑑みていくということは大変重要であるというふうにおっしゃっていただいて、それは全くそのとおりであると存じております。

その点におきましては、様々この企画運営委員会の皆様もいろんな企画を構想をしていただいているんですが、より広く多くの企画を、こんなことが関心があるよということをお持ち込みいただくことを、そのことも大変歓迎をできるというふうな運営委員会になると賜っておりますので、ぜひ辰己議員が思っている様々な思い

や企画がございましたら、率直な部分として、「こういう具現化したものとしてやってはどうだ」というのを、企画運営委員会の中で揉ませていただければと存じますので、そんなことも具体のプランとして「これをやってはどうだ」ということをいただけたら、率直にありがたいなど、今も拝聴しながら思っております。以上、答弁申し上げます。

○議長（河村善一君） よろしいですか。はい。

○議長（河村善一君） それでは、ここで暫時休憩します。再開を10時55分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（河村善一君） 休憩前に続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（河村善一君） 次に、11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江、一般質問を一問一答で行います。

まずはじめに、幼稚園の預かり保育について質問します。昨年度より始まった保育料の無償化で、保育園入園を希望する家庭が増えましたが、受け皿が十分とはいえない状況です。このことから、幼稚園児で保護者の共働きを理由とする長時間保育を望む家庭には、来年度から年間通して預かり保育を行い、保育園に準ずる時間帯の保育を実施することを求めます。

○議長（河村善一君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

平成27年の子ども・子育て新制度の開始に伴い、幼稚園においても年間通じての預かり保育の実施が可能となりました。預かり保育を利用できる児童は、幼稚園児ではありますが、保育所と同様に保育を必要とすることが要件となっております。

愛荘町においては、幼稚園に在籍している児童で保育を必要として認定を受けている児童は、現時点ではございません。しかし、幼稚園の預かり保育は、保育所の待機児童解消につながる有効な施策であると考えており、認定こども園の導入を議論する中で検討してまいります。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 保育所の待機児解消のため、検討していただくようよろしくをお願いします。

では、次に新型コロナウイルス感染拡大予防について、3点ほど質問します。

1点目には、新型コロナ禍における第8期介護保険事業計画策定作業の状況と、今後の計画策定終了に至る日程について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほどのご質問にご答弁させていただきます。

第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定の進捗状況については、コロナ禍による大きな影響はなく、予定どおり第4回策定委員会を5月29日に、「高齢者を取り巻く現状と課題」を協議事項として開催いたしました。

今後のスケジュールについては、第5回（7月17日）に『計画の施策体系』の協議、第6回（9月29日）に「施策の展開内容」の協議、第7回（11月18日）に「介護保険サービスの見込み量と保険料」の協議、そして年明け1月にパブリックコメントと住民説明会を実施し、第8回（2月18日）に「計画案および保険料案」を協議し、町長へ答申される予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 予定どおり進んでいるということですので、感染予防対策を取りながら町民の立場に立った計画策定を要望します。では、次に2点目に行きます。

2点目に、地域の高齢者のサロン・居場所における新型コロナウイルス感染拡大予防のための開催マニュアルの作成を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 答弁させていただきます。

高齢者にとってサロンや居場所はとても大切であり、感染症および食中毒の予防等の衛生管理のもと実施するとともに、参加者の健康状態に配慮しつつ、活動内容によっては危険が伴わないかどうかなど、様々な点に注意し実施する必要があると考えております。

サロンは、元気な高齢者をはじめ地域の皆さんが共同で企画・運営する自主的な交流の場であり、地域特性や独自性のある内容がそがれかねないことに配慮して、マニュアルではなく「サロン等の開催における注意事項」として、感染予防対策等をまとめ、配

付していきたいと考えております。以上、答弁です。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 緊急事態宣言が解除され、6月に入り日常を取り戻しつつありますが、コロナが完全に終息したわけではない状況の中で、主催者の方は困っておられます。以前は、お茶を飲みお菓子を食べながら、また食事をしながら高齢者同士が楽しみおしゃべりするために開催されてきたわけです。それが認知症予防や介護予防につながるとされてきましたが、コロナ禍では3密を避けることが前提になり、感染予防のためには今までよかれと思ってきたことが全くできなくなってしまうのです。ですから、どのように行ったらよいかかわからず、皆さん困っておられます。工夫して開催しても、何か起こったら責任問題になるので中止もやむを得ないとの決定も出てきます。

最終的にはそれぞれのところで判断することにはなるのですが、今までサロンや居場所を地域に依頼して進めてきた町の立場で、「こういうことはできない」「こうすれば開催できる」といった具体的な注意事項をつくっていただけるという答弁をいただきましたので、それを参考にして、それぞれで感染予防策を取りながら前向きに考えることができると思います。なるべく早く配布していただきたいと考えますが、いつ頃になるのか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今の感染予防の注意事項のまとめにつきましては、既に担当の地域包括支援センターの担当の職員に指示を出しておりますので、遅くとも6月中には配布させていただくよう今準備をしている段階ですので、ご了承いただきたいと思えます。以上です。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 3点目に移ります。

3点目には、特別定額給付金についてです。オンライン申請をした方が誤って郵送申請もしてしまった場合、どのように把握するのか。

また、申請が難しいと思われる独居高齢者や障がい者、また外国人など、すべての町民が受け取ることができるために、申請における町が行うべき対応について、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 答弁させていただきます。

特別定額給付金においてオンライン申請と郵送申請の両方を行われた場合は、システム上または人の目での確認を経たうえで、正しく支給手続きを行うこととしております。

また、6月中旬時点でまだ申請書を提出されず給付金を受け取っておられない方へは、「申請手続きはお済みですか」との通知を送るとともに、申請を行うのに支援が必要な方には、民生委員さんやケアマネジャー・計画相談員・ケアワーカーなどと連携し、希望されるすべての方が受給できるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今日時点で申請ができていないのは何世帯なのか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 本日、145世帯に3,377万円を振り込む予定を含めまして、まだ申請されておられない世帯につきましては767世帯でございます。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 申請されていない767世帯の方ですけれども、いろいろなケースがあると思いますけれども、その状況把握はできているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 767世帯のどういう状況であるかという部分を見させていただくと、これは世帯主が申請者となるものですので、状況的に、高齢者の一人暮らしの方も概ね80世帯ぐらいございます。そして、まだお済みでないところの一番年代層的に多いのが、20代・30代・40代・50代がそれぞれ150世帯ずつございますので、その辺の方につきましては少し時期を見ておられるのかなということで考察をしております。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 例えば、一人暮らしで入院などで自宅に不在の場合、郵送されたことがわからないということもあると思いますけれども、そういう場合には何か手立てをされているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） それぞれの世帯の状況につきましては、民生委員さんの協

力を得た形で、その家庭の今の状況等を把握するとともに、また介護保険等のサービスをご利用の方につきましては、ケアマネージャー等に状況を把握して対応していきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 愛荘町に外国人の方が3月時点で16か国・979人が在住されていますが、外国人の方への申請書は何ヵ国語で作られたのか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 外国人の方への申請書は今回、国からの提示が遅かったのに入れずに、申請書は郵送させていただきましたが、ポルトガル語版の申請のお知らせにつきましては、すべての申請書の封筒に入れて配布しております。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ポルトガル語というとブラジルの方だと思いますけれども、そのほかの国の方、ほとんどがブラジルの方が一番多いと思いますけれども、そのほかの国の方もおられますけれども、その方がわかるように、申請ができるようにというような手立てについてされたのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 当初の申請時点は、今申し上げましたようにポルトガル語版の案内しか送れておりませんが、次回6月の、答弁申し上げました部分の「申請はお済ですか」という通知の中に、国が作成しました多言語の申請書等を、外国の方と思われる方に対しては入れて発送させていただきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本人が申請することが難しく、窓口で相談に来られるケースもあるようですけれども、どのような状況であるのか。また、その場で解決が難しいケースというものがあるのかどうか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 窓口に来られている場合につきましては、町の方で通訳の方が2名おられますので、その方を介して申請書の支援をいただいている現状でございます。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 先ほど外国の方のことを言っていたので、前の質問という

のは、全体を通していろいろと、例えば子どもさんのところに郵便を転送されている方とか、いろんな方がおられるのでということで、そういうことについて、その場での解決ができていのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほど子どもさん等のところに転送されている場合等につきましては、申請書類を納付日等がない場合につきましては、代理の方の申請もルールに基づいて受け付けておりますので、代理の方等の申請についても対応しておるという状況でございます。

○議長（河村善一君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 申請が困難な方で、身近に援助者がいらっしゃる場合はいいのですけれども、そういう方がない場合は申請できずにいることも十分に考えられます。

今後、日を迫うごとにそのような方が取り残される可能性があります。行政として最後まで申請していない方を把握し、すべての町民が申請できるよう援助する努力をすることを、答弁もいただいているわけですけれども、このようなことを私からも要望して一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（河村善一君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は、明日6月5日午前9時から本会議を開催します。

本日はこれで延会します。大変ご苦勞さまでした。

延会 午前11時12分